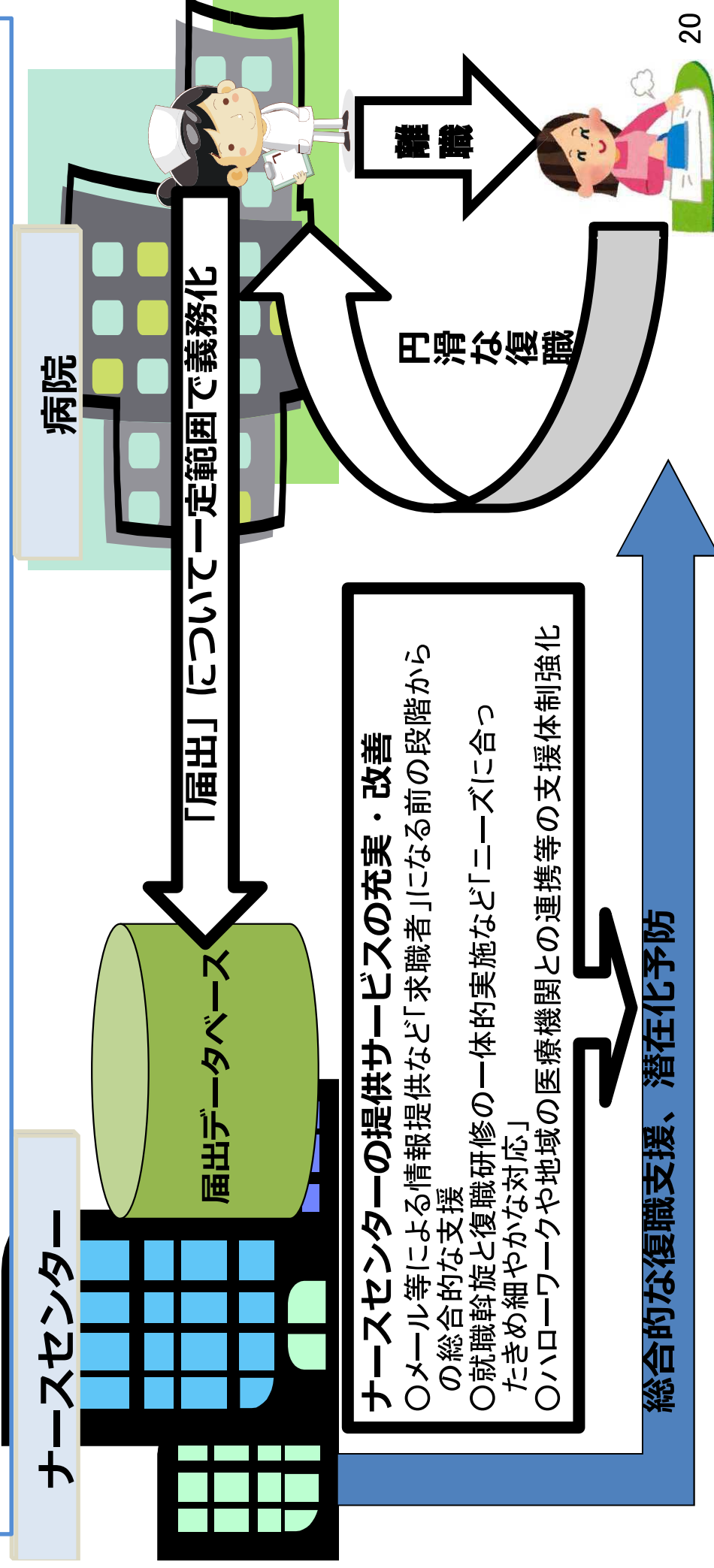


## 看護職員の確保のための施策について

- 都道府県ナースセンターが中心となって、看護職員の復職支援の強化を図るため
  - ・ 看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者の把握を徹底。
  - ・ ナースセンターが、離職後も一定の「つながり」を確保し、求職者になる前の段階から効果的・総合的な支援を実施できるようナースセンターの業務を充実・改善。
  - ・ 支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等関連規定を整備。



## 医療機関の勤務環境改善について

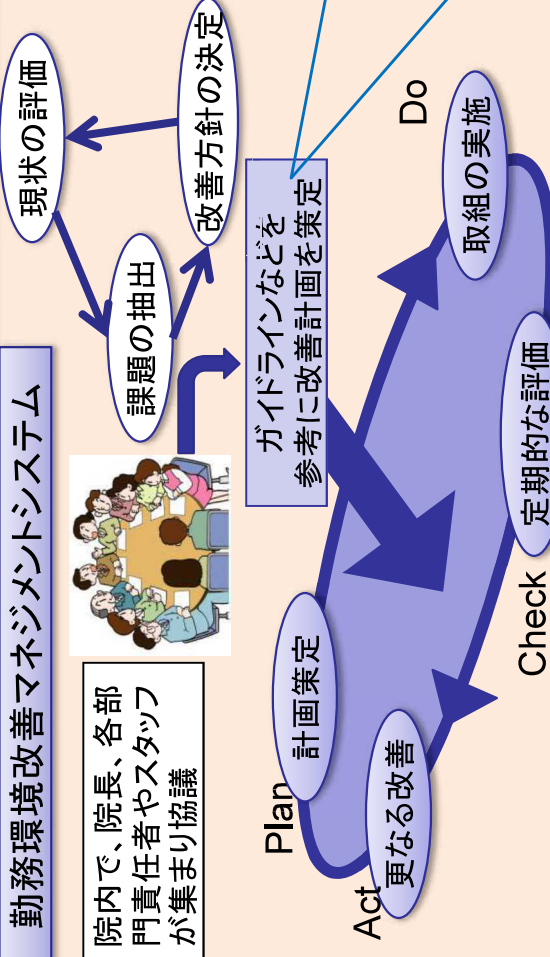
- 医療スタッフ全体の離職防止や医療の質の向上を図るため、国におけるガイドライン(指針)の策定等、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組み(勤務環境改善マネジメントシステム)を創設。
- あわせて、国で指針を策定し、都道府県ごとに、こうした取組を行う医療機関に対する総合的な支援体制を構築する。

※ 平成26年度政府予算案：「新たな財政支援制度」公費904億円の内数＋労働保険特別会計2.2億円を計上

### 各医療機関の勤務環境改善に関する取組

#### 勤務環境改善マネジメントシステム

院内で、院長、各部門責任者やスタッフが集まり協議



#### ・医療従事者の働き方・休み方の改善

多職種の役割分担・連携(チーム医療推進)  
 医師事務・看護業務補助者の導入  
 勤務シフトの工夫、短時間正職員の導入  
 休暇取得促進  
 子育て中・介護中の者に対する残業免除

#### ・働きやすさ確保のための環境整備

院内保育所・休憩スペースなどの整備  
 患者からの暴力・ハラスメントへの組織的対応  
 医療スタッフのキャリア形成支援 など



ワンストップの専門家による支援

社会保険労務士、医業経営  
 コンサルタントなど

### 医療勤務環境改善支援センター

都道府県

※ 地域の関係団体と連携した支援  
 医師会・病院協会・看護協会・社会保険労務士会・医業  
 経営コンサルタント協会等

## 外国医師の臨床修練制度の見直しについて

- 現行は、医療研修を目的として来日した外国の医師に限って診療を行うことが認められているが、今後、医療分野における国際交流が進む中で、例えば、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定される。
- このため、教授・臨床研究を目的として来日する外国の医師について、当該外国の医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを容認することとする。具体的な要件については、教授・臨床研究の安全かつ適切な実施を確保する観点から、以下のとおりとする。
- この他、許可の有効期間の更新（2年→4年）を認めることや、手続・要件を簡素化するための所要の改正を行う。

	教授・臨床研究(新設)	臨床修練
外国における臨床経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>教授・臨床研究に関連する診療科・診療分野における10年以上の診療経験があること</li> <li>教授・臨床研究の実施に必要な卓越した水準の診療・研究能力を有するものと認められること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年以上の診療経験があること</li> </ul>
受入病院の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学病院、特定機能病院、国立高度専門医療研究センター等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学病院、臨床研修病院、その他の臨床研修病院と同等の教育体制を有する病院</li> </ul>
責任者の選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入病院が実施責任者を選任</li> <li>実施責任者が計画書を作成。計画書に従って適切に実施されるよう管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入病院が指導医を選任</li> <li>指導医が実地に指導監督</li> </ul>
実施可能な業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>教授・臨床研究に関連する診療（処方せんの交付を除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限無し（処方せんの交付を除く。）</li> </ul>

# 歯科技工士国家試験の全国統一化

## 1. 歯科技工士国家試験の全国統一化

### 【現状と課題】

- 昭和57年の歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許（現在は厚生労働大臣免許）になったが、実技試験の実施の面から試験は当分の間、歯科技工士の養成施設の所在地の都道府県知事が行うこととされた。
- 試験科目、試験時間、合格基準、試験の出題基準等の試験内容は「歯科技工士国家試験実施要綱」で厚生労働省が定めており、試験形式等の詳細な事項に関しては、各都道府県知事が試験委員会を開催して試験問題を作成しているため、均てんな試験の実施が望まれる。
- 近年、インプラントやCAD/CAM等の精密な技術が必要とされる歯科技工物の需要が増加しているが、地域によってはこのような高度な技術に係る試験問題を作成できる試験委員を確保し、出題することが困難な状況になっている。

改正の  
方向性

歯科技工士国家試験を現在の歯科技工士の養成施設の所在地の都道府県知事が各々行うのではなく、国が実施するよう改める。

## 2. 試験実施体制等

### 【課題】

- 歯科技工士国家試験の全国統一化に際しては、現行は各都道府県が行っている試験問題の作成、採点その他の試験の実施に関する事務を、国が行う必要があるが、行政組織の拡大を図ることは、今般の行政改革の観点からは適当ではないと考えられる。
- 歯科衛生士等については、試験の実施に関する事務、登録に関する事務等について、指定試験機関、指定登録機関において実施されている。

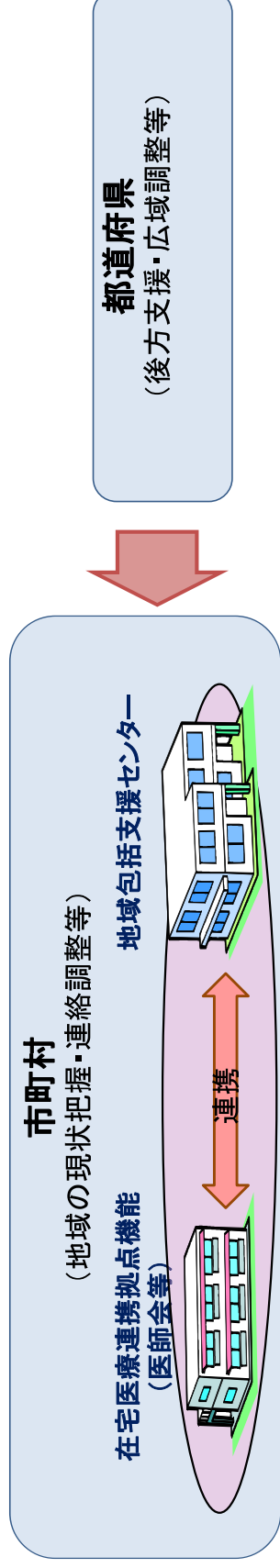
改正の  
方向性

厚生労働大臣が実施することとされている歯科技工士国家試験を指定試験機関においても実施できるようにする。  
また、歯科技工士の登録の実施等に関する事務を指定登録機関においても実施できるようにする。

### 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の 公平化等(介護保険法等関係)

## 在宅医療・介護の連携の推進

- 在宅医療・介護の連携推進についてはこれまでもモデル事業等を実施して一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化し、全国的に取り組む。
- 具体的には、介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市町村が主体となり、地区医師会等と連携しつつ、取り組む。



### (参考) 想定される取組の例

- ①地域の医療・福祉資源の把握及び活用 ……地域の医療機関等の分布を把握し、地図又はリスト化し、関係者に配布
- ②在宅医療・介護連携に関する会議への参加又は関係者の出席の仲介 ……関係者が集まる会議を開催し、地域の在宅医療・介護の課題を抽出し、解決策を検討
- ③在宅医療・介護連携に関する研修の実施 ……グループワーク等の多職種参加型の研修の実施
- ④24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築 ……主治医・副主治医による相互補完的な訪問診療の提供等の調整、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の推進
- ⑤地域包括支援センター・介護支援専門員等への支援 ……介護支援専門員等からの在宅医療・介護に係る総合的な問い合わせへの対応 等

## 医療計画の見直しについて(医療法)

- 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針に即して、国が定める医療計画の基本方針と介護保険事業支援計画の基本指針を整合的なものとして策定。
- 医療計画と介護保険事業支援計画の計画期間が揃うよう、平成30年度以降、医療計画の計画期間を6年に改め、在宅医療など介護保険と関係する部分については、中間年(3年)で必要な見直しを行う。
- 地域医療ビジョンの中で市町村等ごとの将来の在宅医療の必要量を示すとともに、在宅医療を担う医療機関や訪問看護等の提供体制に係る目標や役割分担、在宅療養患者の病状の変化に応じた病床の確保のあり方等を医療計画に盛り込む。

# 認知症施策の推進

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とする。
- 認知症施策を推進するため、介護保険法の地域支援事業に位置づける(「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症地域支援推進員の設置など)。

## 「認知症施策推進5か年計画」(平成24年9月厚生労働省公表)の概要

【基本的な考え方】

《これまでのケア》

認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してからの「事後的な対応」が主眼。

《今後目指すべきケア》

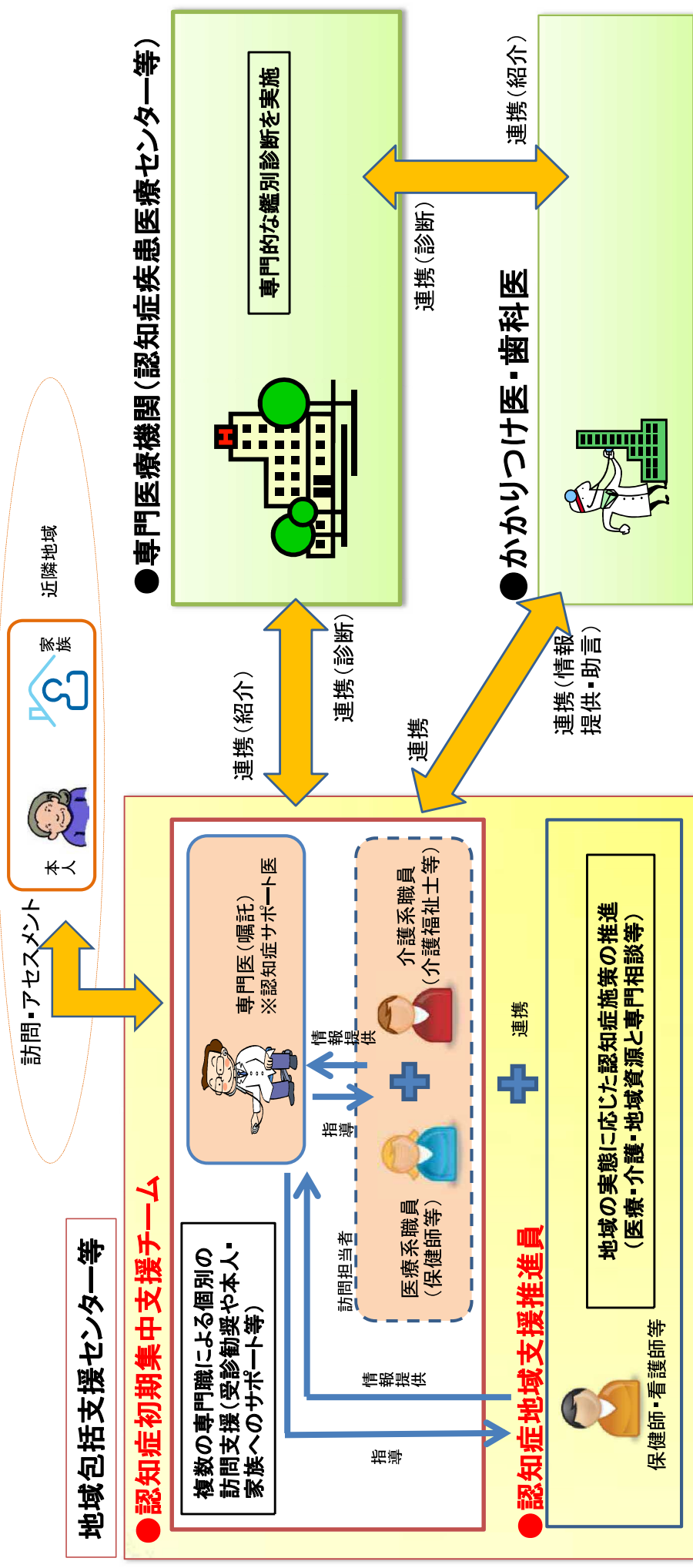
「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く。

事項	5か年計画での目標	備考
○ 標準的な認知症ケアパスの作成・普及 ※ 「認知症ケアパス」(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)	平成27年度以降の介護保険事業計画に反映	平成25年度ケアパス指針作成
○ 「 <b>認知症初期集中支援チーム</b> 」の設置 ※ 認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行うチーム	平成26年度まで全国でモデル事業を実施 平成27年度以降の制度化を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度モデル事業14カ所</li> <li>平成26年度予算(案)では、地域支援事業(任意事業)で100カ所計上</li> </ul>
○ 早期診断等を担う医療機関の数	平成24年度～29年度で約500カ所整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度約250カ所</li> <li>平成26年度予算(案)では、300カ所計上</li> </ul>
○ かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	平成29年度末 50,000人	平成24年度末 累計35,131人
○ 認知症サポート医養成研修の受講者数	平成29年度末 4,000人	平成24年度末 累計2,680人
○ 「地域ケア会議」の普及・定着	平成27年度以降 すべての市町村で実施	
○ <b>認知症地域支援推進員の人数</b>	平成29年度末 700人	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度約200カ所</li> <li>平成26年度予算(案)では、地域支援事業(任意事業)で470カ所計上</li> </ul>
○ 認知症サポートターナーの人数	平成29年度末 600万人	平成25年9月末 累計447万人

# 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

専門医による指導の下、以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- **認知症初期集中支援チーム**（個別の訪問支援）
  - 一 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- **認知症地域支援推進員**（専任の連携支援・相談等）
  - 一 認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



## 《認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ》

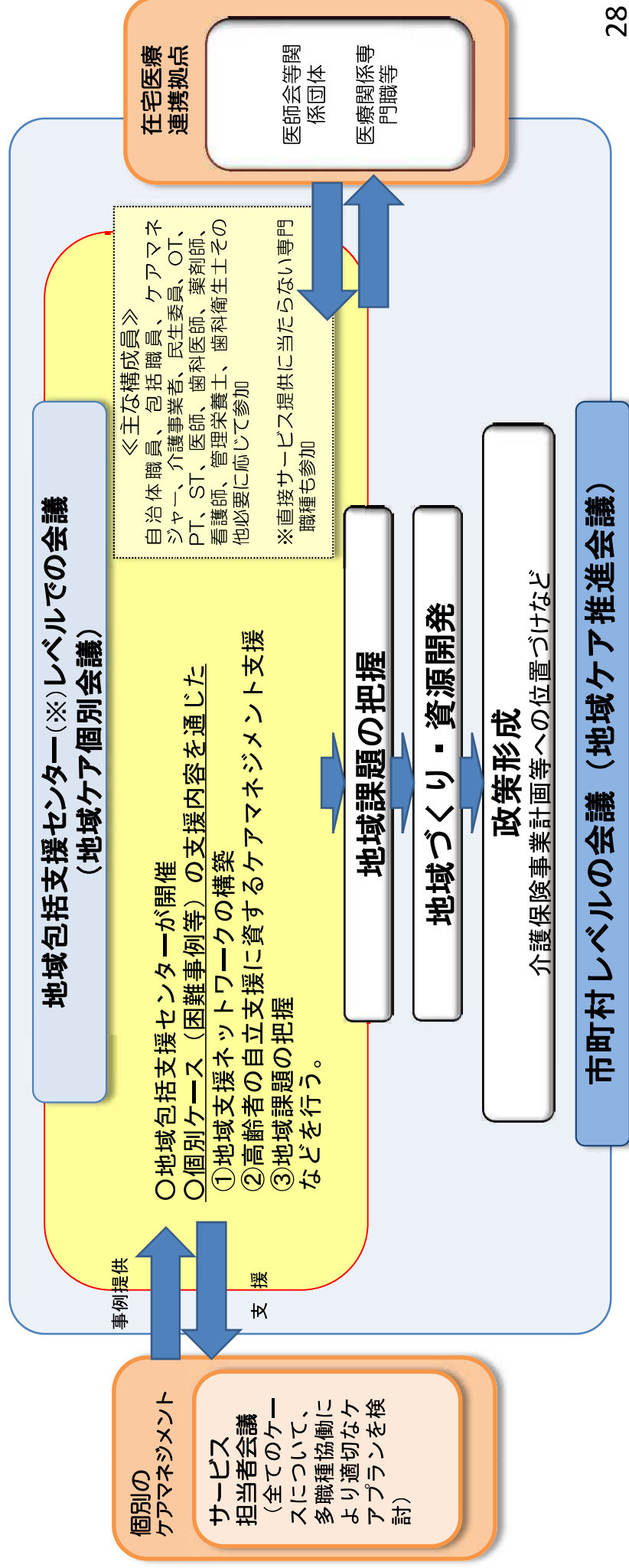
- ①訪問支援対象者の把握、②情報収集（本人の生活情報や家族の状況など）、③アセスメント（認知機能障害、生活機能障害、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子の特徴）、④初回訪問時の支援（認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート）、⑤専門医を含めたチーム会議の開催（アセスメント内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討）、⑥初期集中支援の実施（専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など）、⑦引き継ぎ後のモニタリング



## 地域ケア会議の推進

- 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進めることが必要。
- 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づける。

・地域包括支援センターの箇所数：4,328ヶ所(センター→ブランチ・サブセンター合計7,072ヶ所)(平成24年4月末現在)  
 ・地域ケア会議は全国の保険者で約8割(1,202保険者)で実施(平成24年6月に調査実施)



# 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。  
 具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援サービスコーディネーター」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

